

消費者保護ルール関係 制度面における対応状況

令和6年2月～3月
総務省総合通信基盤局
電気通信事業部
料金サービス課
消費者契約適正化推進室

第1章 令和元年改正電気通信事業法（消費者保護ルール関係）の施行状況と評価

1. 電気通信事業者・販売代理店の勧誘の適正化

指摘事項	対応方針
● 一定数の苦情は未だに継続していることを踏まえると、総務省は、引き続き実態を注視し、不適切事例があれば執行強化を行うことや、電気通信事業者・販売代理店の更なる自主的取組を促すことを通じて法遵守の徹底を図るべきである。	● 引き続きモニタリングを継続、必要に応じて、不適切事例への適切な執行や制度改正等を検討。 ● オンライン専用プランの普及、オンライン契約の進展状況を踏まえ、オンライン契約における消費者保護ルールの実施状況について確認・検証。 ● 円滑な執行を可能とする措置について検討。

2. 販売代理店への届出制度の導入

指摘事項	対応方針
● 「媒介等業務を適切かつ確実に遂行する能力を有する者に当該媒介等業務が委託されるための措置」に、「電気通信役務に関する法令等や電気通信役務の契約に関する知識、媒介等業務の業務遂行能力に関して、媒介等業務の対象となる電気通信役務について料金その他の提供条件を利用者に適切に説明できる能力」及び「自らの媒介等業務の実施に当たっての消費者からの苦情相談等を電気通信事業者と連携して対応できる体制」を追記する等、必要な措置を取ることが適当である。	● 「媒介等業務を適切かつ確実に遂行する能力を有する者に当該媒介等業務が委託されるための措置」を明確化するため、省令改正済み。
● 総務省お墨付き訴求が利用者に誤解を及ぼすことがないようにするため、必要な周知等を行うべきである。なお、連鎖販売取引業に関連する電気通信事業者の一部の販売代理店においてこのような訴求を行う勧誘が確認されているが、その他の場合も含め勧誘等に関して事業法に違反する勧誘等を行っている場合には、総務省において行政指導その他の適切な措置を取ることが適当である。 ● 届出情報の公表情報に「媒介等の業務に係る電気通信役務」及び「媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者」の情報を加える等、所要の措置を講じることが適当である。	● 「総務省お墨付き」等の勧誘は不適切である旨を明確化するため、届出事業者マニュアル及び届出事業者一覧を修正済み。 ● 円滑な執行を可能とする措置について検討。 ● 届出事項の公表情報の拡大のため、省令改正済み。

2. 販売代理店への届出制度の導入（続き）

指摘事項	対応方針
● 届出受理の際に、届出内容に変更等が生じた場合に変更届出等が必要である旨周知を徹底すること、代理店等指導監督義務に基づく措置の一つである「委託状況を把握するための措置」として、変更・廃止の届出が適切に行われているか確認を行うなど、代理店情報の現行化のために必要な措置を講じることを求めることが適当である。	● 代理店情報の現行化のために必要な措置を講じること等が求められる旨を明らかにするため、ガイドライン改正済み。
● 届出手続を電子届出のみに限定することは、書面及び電子システムの双方について利用可能な届出者の選択肢を狭めることになること、マイナンバー制度における情報連携等が未だなされていない現状においては届出者の負担軽減効果は限定的であること、及び事業法その他制度等のバランスに配慮し、本人確認に関する全体の制度改正の状況等を慎重に見極めつつ検討すべきである。	● 本人確認に関する全体の制度改正の状況等を踏まえて検討。

3. 利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為の禁止（省令委任）

指摘事項	対応方針
● 遅滞なく解除できるようにするための適切な措置を講じないことの禁止、契約の解除に伴い所要の額を超える金額を請求することの禁止等について、モニタリングや事業者ヒアリング等を通じて、施行の状況や苦情の動向等の把握を続けるべきである。その上で、問題の端緒等を把握した場合には、必要に応じて執行の工夫、追加の制度改正を検討すべきである。 ● 改正規則の附則において、2022年7月1日時点で存在する既往契約、既往契約の範囲内での契約変更や軽微変更、既往契約を更新する契約については、当分の間、契約の解除に伴い、所要の額を超える金額を請求することを禁止する規定を適用しないことが定められている。このため、総務省では、既往契約等の実態についても、改正規則の施行後1年程度が経過することを踏まえて検証を行い、必要に応じて所要の措置を講じるべきである。	● 令和4年省令改正事項（電話勧誘時の書面説明、既往契約等に係る経過措置含む）の実施状況の確認・効果検証の実施。

第2章 「「消費者保護ルール の在り方に関する検討会報告書2021」を踏まえた取組に関する提言」関係

1. MNOの販売代理店における業務の適正性の確保

指摘事項	対応方針
● 総務省はガイドライン等において、適合性の原則に反する、類似の違反行為を販売代理店が広汎に行っていることが認められる場合等については、携帯電話事業者各社の指導等措置義務が適切に講じられているかが問題になりうることを明示し、継続的な実態把握を行うべきである。 ● 携帯電話事業者各社においては、指導等措置義務が課されていることを踏まえ、販売代理店の適正な営業の確保のために必要な対応を行うべきである。具体的には、総務省のガイドライン改正等を踏まえて、販売代理店の業務状況、利用者からの苦情等を定期的に把握して、実態の改善のために必要な対応を講じ、指導等措置義務が充足されているかを定期的に確認すべきである。 ● 加えて、携帯電話事業者各社は、販売代理店との間の実質的なコミュニケーション改善のために、協議の仕組みの更なる改善を検討すべきである。 ● また、販売代理店ヒアリングにおいて販売代理店・キャリア間のコミュニケーションが（少なくとも販売代理店から見れば）一方的という声があることを踏まえ、全携協は、業界団体として積極的な役割を果たす余地がないか検討すべきである。 ● 上記について、本検討会は、総務省、携帯電話事業者各社、全携協において必要な対応が行われたかを事後的に検証し、実態が改善しているか、更なる深掘りの必要性があるか検討を行うこととする。	● 販売代理店において適合性の原則に反する不適切な業務運営が広汎に認められる場合には、委託元である電気通信事業者による指導等の措置が適切に果たされているかが問題となり得る旨を明らかにするため、ガイドライン改正済み。 ● 携帯電話事業者の販売代理店に対する指導等措置義務の履行状況等の確認・効果検証の実施。

第2章 「「消費者保護ルール の 在り方 に関する検討会報告書2021」を踏まえた取組に関する提言」関係 2. 苦情相談の処理における体制の強化

指摘事項	対応方針
● 苦情相談の処理における体制の強化については、各事業者団体において、検討等がなされており、まずは各事業者団体における取組の状況及び効果を注視することが適当である。 ● その上で、タスクフォース報告書でも挙げられたとおり、期待する効果が得られるか、中立的かつ透明なプロセスでの効果検証を行うことが今後必要である。更に、事例の蓄積と効果の検証を通じ、電気通信分野の苦情相談処理体制のあるべき姿を見出すことが期待される。	● 各事業者団体における苦情相談の処理における体制の強化に関する取組状況の確認の実施。

第3章 その他の検討事項

指摘事項	対応方針
● MNOの販売代理店において、MNOの運用方針等の事実関係に基づかずに「短期解約を行うと、ブラックリストに入る」等の不正確な案内等を行うことは、法第27条の2第1号で禁止されている不実告知にも該当する場合があります、法第29条第2項第1号に規定する業務改善命令の対象となり得る。そのため、MNOは運用方針を販売代理店に説明した上で、法第27条の4に定める指導措置義務を適切に履行する必要がある。 ● このため、総務省はその旨をガイドライン等において明示するとともに、適切に執行を図るべきである。	● 「短期解約するとブラックリストに入る」等、委託元の電気通信事業者の運用方針に反する虚偽の説明をすることを不実告知の禁止における「不適切な事例」とするため、ガイドライン改正済み。

電気通信事業法施行規則の改正（案）

- 適正かつ確実に遂行することができる能力を有する者に媒介等業務が委託されるための措置の明確化及び媒介等業務受託者に関する公表情報の拡大
- その他関連規定の整備

電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドラインの改正（案）

- 電気通信事業法施行規則の改正に伴う記載の追加・修正
- 「消費者保護ルールの在り方に関する検討会報告書2023」においてガイドラインにおいて明示すべきとされた事項等への対応
 - ①販売代理店の変更・廃止届出が適切に行われるよう、電気通信事業者による代理店情報の現行化のために必要な措置を講じること等が求められる旨の明示
 - ②適合性の原則に反する、類似の違反行為を販売代理店が広汎に行っていることが認められる場合について、電気通信事業者の指導等措置義務が適切に講じられているかが問題になり得る旨の明示
 - ③「短期解約を行うと、ブラックリストに入る」等の虚偽の説明を行うことは、法第27条の2第1号で禁止されている不実告知に該当する旨の明示
- その他関連規定の整備

施行日：いずれの改正も令和6年1月から施行済み。

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

- ①適正かつ確実に遂行することができる能力を有する者に媒介等業務が委託されるための措置の明確化及び媒介等業務受託者に関する公表情報の拡大

適正かつ確実に遂行することができる能力を有する者に媒介等業務が委託されるための措置の明確化及び媒介等業務受託者に関する公表情報の拡大

- 販売代理店の届出制度導入後、連鎖販売取引のスキームを活用した個人等の販売代理店が増加。販売代理店としてのリテラシー不足等が指摘。また、販売代理店に起因すると推察される苦情相談が依然として一定の割合を占めている。
- これらを踏まえ、適切な者へ委託が行われるよう、電気通信事業者による販売代理店に対する指導等措置義務の一つである「媒介等業務を適正かつ確実に遂行する能力を有する者に当該媒介等業務が委託されるための措置」として提供条件等を説明できる能力や苦情相談処理体制の整備を確保することが求められることを明確化するもの。併せて、総務省が公表を行っている販売代理店の届出情報について、電気通信役務を提供する電気通信事業者の名称等を加えるもの。

改正案

(媒介等業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置)
第二十二條の二の十八 (略)

一 媒介等業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有する者に当該媒介等業務が委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この条において同じ。）されるための措置であって、次に掲げる事項を含むもの

イ 媒介等業務受託者において、媒介等業務に係る電気通信役務に関する料金その他の提供条件を利用者に適切に説明できる能力を確保すること。

ロ 媒介等業務受託者において、媒介等業務に係る電気通信役務に関する利用者からの苦情及び問合せが適切かつ迅速に処理されるために必要な電気通信事業者との連携体制を確保すること。

二～五 (略)

六 媒介等業務に係る利用者からの苦情及び問合せが適切かつ迅速に処理されるために必要な措置

七～九 (略)

2 (略)

様式第33 (第39条第1項関係)

注1～5 (略)

6 委託を受ける電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者又は利用者が法第73条の2第1項の届出を要する届出者の届出手続の有無の確認が可能となることで、苦情・相談の処理の円滑化及び電気通信事業者から媒介等業務受託者への適切な指導等の措置に資することを目的として総務省のホームページにおいて次の事項を公表することとする。

・届出者の氏名又は名称

・届出者に係る第39条第2項に規定する届出番号

→届出年月日

・届出者の法人番号

・届出者の媒介等の業務に係る電気通信役務

・媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

②その他関連規定の整備

その他関連規定の整備①

(ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化に伴う休廃止時の届出・周知義務の対象の明確化)

- 令和4年電気通信事業法改正により、ブロードバンドサービスが**第二号基礎的電気通信役務としてユニバーサルサービスに位置付け**。**第二種適格電気通信事業者**及び当該第二号基礎的電気通信役務の**契約数が30万を超える電気通信事業者が提供するもの**については、**一定の規律**（契約約款の届出義務や同約款に基づく役務提供義務）が課せられることとなった。
- 消費者保護ルールでは、**基礎的電気通信役務などの利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務に係る電気通信業務の休廃止**については、総務大臣への**届出義務**及び利用者に対する**1年前の周知義務**を課している。
※利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務については、届出不要、30日前の利用者への周知が求められる。
- この休廃止に係る届出・周知義務について、**一定の規律が課せられている事業者が提供するもの**に限定するべく、対象の明確化を行うもの。
※対象の限定により、小規模なFTTH事業者、CATV事業者等の事業者が提供する業務の休廃止に係る義務が緩和される。

改正案

(利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に係る電気通信業務の休止及び廃止に関する届出)

第二十二條の二の十一 法第二十六條の四第二項の総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止は、次に掲げるものとする。

- 一 **基礎的電気通信役務第一号基礎的電気通信役務並びに第二号基礎的電気通信役務のうち、第二種適格電気通信事業者が提供するもの及び法第二十六條の四第一項の周知を開始する日の属する四半期の直前の四半期末における当該第二号基礎的電気通信役務の契約数が三十万を超える電気通信事業者が提供するもの（ただし、他の電気通信事業者に対して提供している卸電気通信役務を除く。）に係る電気通信業務の休止又は廃止**

二・三 (略)

2 (略)

その他関連規定の整備②

(デジタル規制改革推進に伴う記録媒体の例示の削除)

- 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第16条では、「行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理において、国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から情報通信技術を効果的に活用することができるようにするため、必要な施策を講じなければならない」旨規定。「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しにかかる工程表」（令和4年12月21日、デジタル臨時行政調査会決定）では、**フロッピーディスク等記録媒体を指定する規定について、技術中立的な記載となるよう例示の削除や抽象的表現への見直しを行うこととしている。**
- 消費者保護ルールでは、**説明書面を用いた説明や契約書面の交付に関し、消費者が同意したときには、記録媒体等の交付を可能としており、現行の規定では「磁気ディスク、シーディー・ロム」を記録媒体の例示としている。**これら記録媒体の例示を削除し、抽象的表現へと修正する。

改正案

（提供条件の説明）

第二十二條の二の三 （略）

2・3 （略）

一～三 （略）

四 説明事項等を記録した~~磁気ディスク、シー・ディー・ロム~~その他の電磁的記録に係る記録媒体を交付する方法

五・六 （略）

4～6 （略）

（情報通信の技術を利用する方法）

第二十二條の二の五 （略）

一～三 （略）

四 記載事項を記録した~~磁気ディスク、シー・ディー・ロム~~その他の電磁的記録に係る記録媒体を交付する方法

2・3 （略）

その他関連規定の整備③

(無線設備規則の改正を踏まえたサービス定義の修正)

- 無線設備規則の改正（第49条の29の2の追加）により、5Gと互換性のあるBWAの技術基準が新設。現行の消費者保護ルールでもBWAの定義について無線設備規則を引く形で規定しており、当該改正を反映させる。
- また、本修正に合わせて指定告示（電気通信事業法第26条第1項各号の電気通信役務を確保する件の告示（平成28年総務省告示第106号））も修正。

改正案

（書面解除に伴い当該書面解除をした者が支払うべき金額）

第二十二條の二の九（略）

一（略）

二 書面解除に係る電気通信役務が仮想移動電気通信サービス（移動端末設備（携帯電話、PHS端末又は無線設備規則第四十九條の二十八~~若しくは第四十九條の二十九、第四十九條の二十九~~若しくは~~第四十九條の二十九の二~~で定める条件に適合する無線設備に限る。以下この号において同じ。）を用いて利用される電気通信役務であつて、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるもの（当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者が提供するものに限る。）をいう。第二十二條の二の十五において同じ。）であつて、当該電気通信役務を提供する電気通信事業者が次のイ又はロに掲げるものである場合に於ては、それぞれ当該イ又はロに定める額に相当する額（当該額が当該電気通信役務の提供に用いるSIMカード（第二十三條の九の五第一項第三号に規定するものをいう。以下この号において同じ。）の提供に要する費用の額として当該電気通信役務の利用者に対し通常請求される費用の額を超える場合に於ては、当該通常請求される費用の額）

三～五（略）

別表 電気通信役務の種類（第二十二條の二の三第一項第三号ロ関係）

一～十三 略

備考 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

一（略）

二 無線・PHSインターネット専用サービス 携帯電話端末・PHS端末サービスの提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則第四十九條の二十八~~若しくは第四十九條の二十九、第四十九條の二十九~~若しくは~~第四十九條の二十九の二~~で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備（以下「無線インターネット利用者設備」という。）によつて音声伝送役務（電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して提供されるものであつて、当該音声伝送携帯電話番号の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の提供を受けないもの

三～十（略）

電気通信事業法の消費者保護ルールに関する ガイドラインの改正

省令改正事項	ガイドラインの修正
適正かつ確実に遂行することができる能力を有する者に媒介等業務が委託されるための措置の明確化及び媒介等業務受託者に関する公表情報の拡大	第7章 媒介等業務受託者に対する指導等の措置関係 第2節 媒介等業務を適切かつ確実に遂行する能力を有する者への委託 ● 料金その他の提供条件を利用者に適切に説明できる能力を有すること、また、消費者からの苦情相談等に電気通信事業者と連携して対応できる体制を構築していることを確保することが求められることを明記 ● 「望ましい事例」の記載を修正するとともに「不適切な事例」の記載を追加
ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化に伴う休廃止時の届出・周知義務の対象の明確化	第8章 業務の休廃止に係る周知等 第4節 利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信サービスに係る事前届出 (1) 第一号基礎的電気通信役務及び第二号基礎的電気通信役務に係る電気通信業務(第1号) ● 利用者の利益に及ぼす影響が大きい休廃止時の届出・周知義務に関し、第二号基礎的電気通信役務については、一定の規律が課せられている第二種適格電気通信事業者及び契約数が30万以上である電気通信事業者の提供する電気通信サービスに限定する旨を追記
デジタル規制改革推進に伴う記録媒体の例示の削除	第2章 契約前の説明義務関係 第3節 説明方法 (3) 代替的な説明方法(電磁的方法等)について ● 記録媒体を電磁的記録に係る記録媒体に修正
無線設備規則の改正を踏まえたサービス定義の修正	(ガイドライン上は特に修正なし)

報告書2023における指摘事項

■第1章 令和元年改正電気通信事業法（消費者保護ルール関係）の施行状況と評価

2. 販売代理店への届出制度の導入

(3)本検討会の考え方

ウ 一部販売代理店の変更届出等の不徹底

- ・販売代理店の届出情報が正確性を欠き、総務省webページにおける公表情報が最新の状況を反映していないこととなる場合、総務省における法令等違反行為の疑義事案への対応、利用者による主体的な届出情報の把握に支障を及ぼすおそれがある
- ・代理店等指導監督義務に基づく措置の一つである「委託状況を把握するための措置」として、「自らのサービスの取扱代理店を把握する体制とし、委託状況に関する総務省の事実確認等の求めに応じ速やかに回答できるようにしておくこと」及び「定期的又は必要に応じて、自らのサービスを取り扱う販売代理店において、「媒介等業務受託者の届出に関する措置」として変更・廃止の届出が適切に行われているか確認を行うなど、代理店情報の現行化のために必要な措置を講じること」を求めることが適当である。

■第2章 「「消費者保護ルールの在り方に関する検討会報告書2021」を踏まえた取組に関する提言」関係

1. MNOの販売代理店における業務の適正性の確保

- ・適合性の原則に反する、類似の違反行為を販売代理店が広汎に行っていることが認められる場合等については、携帯電話事業者各社の指導等措置義務（事例に応じた媒介等業務の適切かつ確実な遂行を確保するための措置を講じる等）が適切に講じられているかが問題になりうることを明示し、継続的な実態把握を行うべき

ガイドラインの修正

第7章 媒介等業務受託者に対する指導等の措置関係
第10節 委託状況を把握するための措置

- 媒介等業務受託者の届出に関する措置として、届出状況について定期的または必要に応じて確認を行うなど、代理店情報の現行化のために必要な措置を講じることが求められる旨を追記
- 媒介等業務受託者に関する情報やその運用実態を適切に把握できる体制を整備し、総務省等による委託状況に関する事実確認等の求めに応じ速やかに回答できるようにしておくことが求められる旨を追記
- 「ただし、媒介等業務の委託先である媒介等業務受託者を全て把握することまでを一律に求めるものではない」とする記載を削除

第7章 媒介等業務受託者に対する指導等の措置関係

- 販売代理店において適合性の原則に反する不適切な業務運営が広汎に認められる場合には、委託元である電気通信事業者による指導等の措置が適切に果たされているかが問題となり得る旨を追記

報告書2023における指摘事項

■第3章 その他の検討事項

- ・MNOにおいて、「短期解約を行ったことがある」ことのみを理由として役務提供拒否をすることは事業法第121条第1項に違反し、同条第2項に規定する業務改善命令の対象となり得る
- ・MNOの販売代理店において、事実関係に基づかずに「短期解約を行うと、ブラックリストに入る」等の不正確な案内等を行うことは、法第27条の2第1号で禁止されている不実告知にも該当する場合があり、法第29条第2項第1号に規定する業務改善命令の対象となり得る。そのため、MNOは運用方針を販売代理店に説明した上で、法第27条の4に定める指導措置義務を適切に履行する必要
- ・その旨をガイドライン等において明示するとともに、適切に執行を図るべき

ガイドラインの修正

第6章 電気通信事業者等の禁止行為関係

第1節 事実不告知及び不実告知の禁止

(2) 事実不告知及び不実告知の禁止の内容

- 「短期解約するとブラックリストに入る」等、委託元の電気通信事業者の運用方針に反する虚偽の説明をすることを「不適切な事例」として追加

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令 (令和4年総務省令第6号)の一部改正

(期間拘束契約に係る違約金等に関する制限の経過措置の廃止時期等の明確化)

- 令和元年電気通信事業法改正により、事業者の禁止行為について、「利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがあるもの」を省令で規定することを可能化。これを踏まえ、令和4年に電気通信事業法施行規則を改正し、**契約の解除に伴い、所要の額**（例：期間拘束の違約金は一月当たりの料金に相当する額）**を超える金額を請求することを禁止。既往契約等については当該規律を「当分の間」適用しないとする経過措置を設けた。**
- 「消費者保護ルールの在り方に関する検討会」において、当該規律への対応状況について確認・議論を行ったところ、当該経過措置の廃止に向け、速やかに制度整備を行うべきとされた。これを踏まえ、**経過措置の廃止時期等を明確化すべく、必要となる省令改正を行う。**

規律の概要

契約の解除に伴い、利用者が支払うべき金額として以下の金額等を超える金額を請求することを禁止。

- 解除までに提供された電気通信役務等の未払い金額
- 違約金等の定めがある場合には、当該契約の一月当たりの料金に相当する額
- 電気通信役務の提供に必要な工事等がある場合には、当該工事費を契約期間に応じて低減した額
（2年間の期間拘束契約で1年間利用した場合には、工事用の(24-12)/24を請求可能）
- 事業者都合の撤去工事等がある場合、当該工事費を契約期間に応じて低減した額
利用者都合の撤去工事等がある場合、当該工事費全額

【経過措置】

既往契約（電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和4年総務省令第6号）の施行日の前日（令和4年6月30日）において現に締結されている契約）、**既往契約の一部変更契約**（契約時に許容されている範囲内で利用者の申出により行うもの、住所変更等の軽微変更）及び**既往契約の更新契約**（既往契約の一部変更後の契約の更新も含む）は、「**当分の間**」当該規律を適用しない。

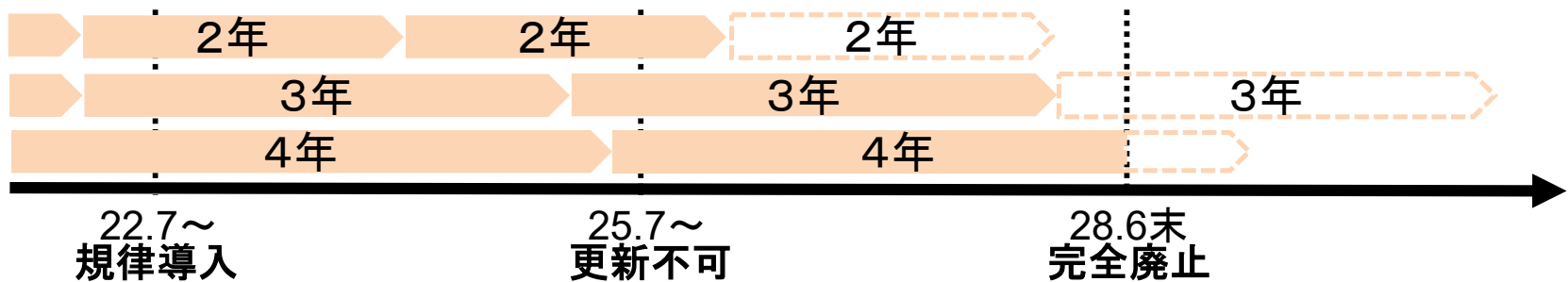
改正案の概要及び考え方

【改正案の概要】

2025年7月1日に期間拘束のない既往契約及び当該契約の一部変更並びに2025年7月以降の既往契約の更新に係る経過措置を廃止。

また、2028年6月末をもって、経過措置を完全廃止。

（経過措置の廃止イメージ）



【考え方】

（廃止方法）

- 一定の時点をもって経過措置を廃止し、一律に違約金等に関する制限を適用すると、勧誘行為が激化することが予想され、消費者トラブルが誘発される可能性。そのため、**更新を不可とすることで、省令に不適合な既往契約を減少させつつ、長期の期間拘束契約に対応するため完全廃止時期も併せて明確化する。**

（廃止時期）

- 大半の期間拘束契約の拘束期間が2年または3年で設定されているところ、**2025年7月には改正省令施行後3年が経過。大半の期間拘束契約において少なくとも1度は更新期を迎えることとなり、契約獲得等に係るコストは一定回収できているものと考えられる。また、システム改修等経過措置の円滑な廃止に必要な期間が十分に確保されることが考えられる。**
- 一部の事業者では3年を超える期間拘束を行っているところ、単に「更新を不可」とすると長期にわたって不適合契約が残存する可能性。2年契約で3度、3年契約で2度の更新を迎える2028年6月末を超えて不適合契約が残存することは制度趣旨に反する。

- 以下のスケジュールで制度整備及び経過措置の廃止を行うことを想定。

